

様式 2

第 号

県の回答（対応状況等）

令和 6 年 12 月 16 日

（ご意見標題）危険性の排除について

（担当課）沖縄県土木建築部 南部土木事務所 街路公園班

（ご意見要約）

県道 251 号線（新都心牧志線）の歩道をおもろまち 1 丁目から安里方面へ歩行中に滑って転倒、腰と首を強打し、捻挫を負った。さらに持っていたガラス製食器が破損した。当該歩道は、以前から水が垂れ流され、滑りやすくなっており、このような事態を放置すると道路管理者へ損害賠償請求に発展することもあるため、早急に対策を求める。

（回 答）

県道 251 号線（新都心牧志線）の当該箇所については、周辺用地から排水が流入しており、水が溜まりやすい状況になっていることを確認しました。

県道の道路管理者として、周辺用地の地権者と調整を行いながら、危険性の除去に努めて参ります。